

千葉県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成23年11月18日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	山	浦		衛
同	橋	本		登

23千総総第1679号
平成23年11月16日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 山浦 衛 様
同 橋本 登 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成21年度監査報告第1号、平成21年度監査報告第10号、平成21年度監査報告第12号、平成22年度監査報告第7号、平成22年度監査報告第8号、平成22年度監査報告第10号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>ア 保証金の預託を適正に行うべきもの (経済農政局)</p> <p>中央卸売市場業務規程施行規則第24条及び第38条によると、青果、水産仲卸業者及び食堂、日用品販売などの関連業者の市場施設使用に係る預託すべき保証金の額は、市場施設の使用料月額額の3倍に相当する額とされている。</p> <p>しかしながら、仲卸業者及び関連業者のうち、預託すべき保証金の額と現に預託している保証金の額が一致していない事例が多数あった。</p> <p>保証金の預託については、規則等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>市場施設使用に係る保証金については、平成21年11月4日に保証金が不足している事業者 に納入通知書を送付し、平成23年10月12日 までにすべて納付された。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>ア 手数料の減免手続を適正に行うべきもの (保健福祉局)</p> <p>環境保健研究所条例第 7 条によると、市長は、特に必要があると認めるときは、手数料及び使用料を減額し、又は免除することができるとされている。また、決裁規程別表第 1 において、減免基準の明確な歳入の減免に係る専決者は、課長・第一類及び第二類の事業所の長等とされている。</p> <p>しかしながら、社会福祉施設で使用している井戸水等に係る水質検査手数料の減免については、決裁によって行う必要があるにもかかわらず、「千葉市保健所及び千葉市環境保健研究所使用料及び手数料減免取扱要領」に定められた基準により、決裁を行わないで減免している。</p> <p>手数料の減免については、同規程に基づき適正な手続により行われたい。</p>	<p>社会福祉施設に係る水質検査手数料の減免については、平成 23 年 4 月から決裁規程に基づき専決者の決裁を経て減免を行っている。</p>
<p>(2) 支出事務</p> <p>ア 補助金の交付手続を適正に行うべきもの (保健福祉局)</p> <p>「補助金の執行事務の適正化について」(平成 14 年 3 月 1 日付け財政部長通知)によると、補助金交付申請書の提出時期は、補助事業の着手前とされている。</p> <p>また、一般的に、既に完了した事業について補助することは、その事業遂行の助長や奨励の効果が期待できないなどの理由から、補助対象とする合理的な理由がない限り消極に解すべきとされている。</p> <p>しかしながら、要保護世帯向け長期生活資金貸付事業補助金の平成 19 年度事業分については、当該年度での予算措置が流動的で要綱整備が困難な状況にあったことなどから、交付先団体との協議により、事業着手後の平成 20 年 4 月 1 日に交付申請書</p>	<p>要保護世帯向け長期生活資金貸付事業補助金(現行は要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金)については、平成 22 年度から補助金等交付規則等に基づき交付手続を適正に行っている。</p>

を提出させる取扱いとしていたが、交付決定に際し、補助対象とする合理的な理由が明確にされていなかった。

補助金の交付手続については、適正に行われたい。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>イ 手数料の減免手続を適正に行うべきもの （中央区役所、花見川区役所、稲毛区役所、若葉区役所、緑区役所、美浜区役所）</p> <p>(ア) 戸籍住民基本台帳手数料について</p> <p>証明等手数料条例第 5 条によると、市長は、特別の理由があると認めるものについては、規則で定めるところにより手数料を減額し、又は免除することができる。また、決裁規程別表第 1 において、減免基準の明確な歳入の減免に係る専決者は、課長・第一類及び第二類の事業所の長等とされている。</p> <p>しかしながら、住民票の写し等に係る戸籍住民基本台帳手数料の減免については、決裁によって行う必要があるにもかかわらず、証明等手数料条例施行規則、「戸籍手数料に係る減免の取扱に関する要綱」及び「住民票の写しの交付等に係る手数料減免の取扱に関する要綱」に定められた減免基準に基づき実施されているが、決裁による手続を行っていなかった。</p> <p>手数料の減免については、規程に基づき適正な手続により行われたい。</p>	<p>戸籍住民基本台帳手数料の減免については、平成 23 年 4 月に決裁規程を改正し、あらかじめ指定する職員が事務処理を行い、専決者の事後承認を得ることとした。</p>
<p>(1) 収入事務</p> <p>イ 手数料の減免手続を適正に行うべきもの （中央区役所、花見川区役所、稲毛区役所、若葉区役所、緑区役所、美浜区役所）</p> <p>(イ) 税務証明手数料について</p> <p>証明等手数料条例第 5 条によると、市長は、特別の理由があると認めるものについては、規則で定めるところにより手数料を減額し、又は免除することができる。また、決裁規程別表第 1 において、減免基準の明確な歳入の減免に係る専決者は、課長・第一類及び第二類の事業所の長等とされている。</p> <p>しかしながら、市県民税課税証明等に係</p>	<p>市県民税課税証明等に係る税務証明手数料の減免については、平成 23 年 4 月に決裁規程を改正し、あらかじめ指定する職員が事務処理を行い、専決者の事後承認を得ることとした。</p>

る税務証明手数料の減免については、決裁によって行う必要があるにもかかわらず、証明等手数料条例施行規則及び「税務証明等事務取扱要領」に定められた減免基準に基づき実施されているが、決裁による手続を行っていなかった。

手数料の減免については、規程に基づき適正な手続により行われたい。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>ウ 指定自転車駐車場の利用承認及び整理費用の調定手続きを適正に行うべきもの（建設局）</p> <p>自転車等の放置防止に関する条例施行規則第 10 条によると、指定自転車駐車場の定期利用をしようとする者は、指定自転車駐車場利用申請書により、市長に申請しなければならないとされ、その利用承認の専決者は、決裁規程別表第 2 において自転車対策課長とされている。</p> <p>また、予算会計規則第 25 条によると、歳入徴収者は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入について施行令第 154 条第 1 項に規定するところによりこれを調査し、その内容が適正であると認めるときは、歳入予算の科目ごとに調定書により調定しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、指定自転車駐車場の利用承認については、専決者による利用承認の決裁がなされていなかった。また、整理費用の調定については、各利用者の納入すべき金額や収納事務受託者から提出された手数料集計表の記載内容に誤りがないかどうか等の調査を行っていなかった。</p> <p>指定自転車駐車場の利用承認については、規程に基づき適正な手続きにより行うとともに、整理費用の調定に際し納入すべき金額等の調査は規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>指定自転車駐車場の利用承認については、平成 23 年 4 月 1 日以降受付分から専決者である自転車対策課長による決裁を行っている。</p> <p>また、整理費用の歳入の調定手続きについても、平成 23 年 4 月 1 日から納入すべき金額等の調査は手数料集計表と指定自転車駐車場利用申請書とを照合し適正に行っている。</p>

<p>(1) 収入事務</p> <p>エ 指定自転車駐車場整理費用の免除手続きを適正に行うべきもの（建設局）</p> <p>自転車等の放置防止に関する条例施行規則第14条第2項によると、指定自転車駐車場整理費用の免除を受けようとする者は、指定自転車駐車場整理費用免除申請書により、免除事由に該当する事実を証明する書類を添えて市長に申請しなければならないとされている。</p> <p>また、決裁規程別表第1によると、減免基準の明確な歳入の減免に係る専決者は課長とされ、減免基準が明確でない歳入の減免に係る専決者は部長とされている。</p> <p>しかしながら、指定自転車駐車場整理費用の免除については、指定自転車駐車場整理費用免除申請書に証明書類がほとんど添付されておらず、専決者による決裁も行っていなかった。</p> <p>指定自転車駐車場整理費用の免除手続きは、規則等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>指定自転車駐車場整理費用の免除手続きについては、平成22年12月から申請受付時に証明書類の原本を提示させ、その写しを添付し、専決者である自転車対策課長により免除承認の決裁を行っている。</p> <p>また、一時利用の場合においても、平成23年4月1日以降受付分から、同様の手続きを行っている。</p>
<p>(1) 収入事務</p> <p>オ 道路占用料の督促を適正に行うべきもの（建設局）</p> <p>予算会計規則第37条第1項によると、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、花見川・稲毛土木事務所管理課では、道路占用料について納期限を過ぎても納入に至らないものに対し、督促状による督促をしていなかった。</p> <p>道路占用料の督促については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>道路占用料の督促については、平成23年2月7日付け建設局主管課長通知により、適切な事務処理の周知徹底を行うとともに、事務処理の確認用として、調定管理票の作成を義務付けし、道路占用料徴収事務の適正化を図った。</p> <p>なお、平成23年度分の道路占用料未納者に対しては、納期限後20日以内に督促状により督促した。</p>

(1) 収入事務

カ 行政財産目的外使用料の徴収を適正に行うべきもの（建設局）

行政財産目的外使用料条例第3条第1項及び第2項によると、行政財産目的外使用許可に係る使用料は前納が原則となっており、例外として、使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体である場合に後納させることができるとされていたが、条例の一部改正（平成22年3月23日施行）により、市長が別に定める場合についても使用料を後納させることができる規定が加えられた。

これを受けて「行政財産使用料の後納の取扱いについて」（平成22年3月30日付け財政部長通知）により、市長が別に定める場合として、使用開始日が4月1日である場合や許可期間が年度をまたぐ場合の次年度以降分の使用料については使用開始日から起算して30日以内に納付させなければならないとされた。

しかしながら、平成21年度の自動販売機設置及び電柱・埋設管設置等に係る行政財産目的外使用料の徴収については、使用料を後納させることができない者に対し後納させていた。

また、平成22年度の徴収状況についても確認したところ、使用開始日が4月1日である場合又は許可期間が年度をまたぐ場合の次年度以降分に係る行政財産目的外使用料については、使用開始日から起算して30日を過ぎた納期限で納入の通知がなされているものが見受けられた。

行政財産目的外使用料の徴収については、条例等に基づき適正に行われたい。

行政財産目的外使用料の徴収については、平成23年2月7日付建設局主管課長通知により、局内各課長に対し、「千葉市行政財産使用料条例」及び「行政財産使用料の後納の取扱いについて（平成22年3月30日付け財政部長通知）」を遵守し適正に行うよう周知徹底させた。

使用開始日が4月1日である場合又は許可期間が年度をまたぐ場合の次年度以降分に係る行政財産目的外使用料については、平成23年度分から、使用開始日から起算して30日以内を納期限とし4月上旬に納入通知書を送付した。

<p>(2) 支出事務</p> <p>ア 消耗品費の執行に係る経理処理を適正に行うべきもの(建設局)</p> <p>地方自治法施行令第143条第1項第4号によると、物件購入費に係る歳出の会計年度所属区分は、相手方の行為(物品の納入)の完了後に支出するものについては、当該行為の履行があった日の属する年度とされている。</p> <p>しかしながら、事務用消耗品の購入については、納入業者の保管する書類と支出関係書類を照合したところ、平成22年度に納入されたにもかかわらず、平成21年度に納入されたこととして消耗品費を支出した不適正な経理処理(翌年度納入)が認められた。</p> <p>こうした不適正な経理処理については、二度と発生しないよう取組みを徹底されたい。</p>	<p>不適正な経理処理については、二度と発生しない取組みとして、平成22年11月29日に、所属長より職員に対し、平成22年5月14日付け千葉市長通知「不適正経理の改善策・再発防止策について」を再度回覧し再発防止について周知徹底した。</p> <p>また、消耗品の納品検査については、平成22年12月1日から、経理担当・指定検査員による納品確認のほか不定期に経理主任が納品確認を行い、納品日の確認の徹底を図ることとした。</p>
<p>(3) 契約事務</p> <p>イ 契約事務を適正に行うべきもの(建設局)</p> <p>(ア) 消耗品費に係る契約事務について</p> <p>契約規則第22条によると、契約にあたってはあらかじめ予定価格を定めなければならない、その額は価格の総額とされている。</p> <p>また、物品会計規則第13条第1項及び第3項によると、物品の調達については調達主管課長が行わなければならない、物品管理者は、物品の調達をしようとするときは、執行伺に必要な書類を添えて調達主管課長に送付しなければならないとされているが、予定価格が10万円未満の物品については、「物品調達事務の取扱いについて」(昭和52年10月1日付け市長指定)により、所管課で調達できるとされている。</p> <p>しかしながら、道路維持補修用消耗品の購入及び事務用消耗品の購入については、同日又は数日以内に同一業者から複数回調達しているものが見受けられた。これらは、いずれの事例でも購入額を合算すると10万円以上になっていることから、予定価格</p>	<p>契約事務については、平成22年12月1日に、所属長より職員に対し千葉市契約規則に基づき適正に予定価格を定め、その額が10万円以上であるときは、千葉市物品会計規則に基づき執行伺を調達主管課長に送付するよう周知徹底した。</p>

<p>が10万円未満となるよう意図的に発注を分割したと評価されるものである。</p> <p>契約事務については、規則に基づき、総額により予定価格を定め、その額が10万円以上であるときは、執行同等を調達主管課長に送付するなど適正に行われたい。</p>	
<p>(3) 契約事務</p> <p>イ 契約事務を適正に行うべきもの(建設局)</p> <p>(イ) 原材料費に係る契約事務について</p> <p>契約規則第22条によると、契約にあたってはあらかじめ予定価格を定めなければならず、その額は価格の総額とされており、同規則第23条では、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。</p> <p>また、「物品調達事務の取扱いについて」(昭和52年10月1日付け市長指定)によると、原材料については、支出負担行為金額にかかわらず所管課で調達できるとされている。</p> <p>しかしながら、排水施設や道路の維持補修用原材料の千葉市安全対策型鉄蓋、グレーチング、土のう及び特殊常温合材の購入については、それぞれ1か月間に9回、10日間に8回、23日間に9回及び14日間に4回と各原材料について同一業者から随意契約により購入していた。</p> <p>これらは、特定の規格製品であることなどの事情があったとはいえ、いずれの事例でも購入額を合算すると10万円以上になっていることから、予定価格が10万円未満となるよう意図的に発注を分割したと評価されるものであり、効率性・経済性の観点からも改善を図るべきものである。</p> <p>契約事務については、規則に基づき適正に行うとともに、年間を通して購入頻度の高いものについては、競争性を確保のうえ、計画的な購入の実施や単価契約の締結など、より効率的・経済的な事務処理に努められたい。</p>	<p>原材料費に係る契約事務については、平成23年度分の購入頻度の高い原材料(土のう・特殊常温合材)について、平成23年9月1日から単価契約による一括契約により効率的・経済的な事務処理の適正化を図った。</p> <p>千葉市安全対策型鉄蓋については、使用頻度が少なく、また、グレーチングは、規格など使用箇所により多種多様であることから、単価契約による購入が困難なため、今後は、千葉市契約規則に基づき、競争性を確保の上、計画的な購入を実施するなど、適正な事務執行を図ることとした。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>イ 行政財産目的外使用料の徴収を適正に行うべきもの（教育委員会）</p> <p>行政財産使用料条例第 3 条第 1 項及び第 2 項によると、行政財産使用料は前納が原則となっており、例外として、使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体である場合又は市長が別に定める場合は、使用料を後納させることができると規定されている。また、「行政財産使用料の後納の取扱いについて」（平成 22 年 3 月 30 日付け財政部長通知）によると、市長が別に定める場合として、使用開始日が 4 月 1 日である場合や許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分の使用料については、使用開始日又は年度当初日から起算して 30 日以内に納付させなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、電柱・埋設管設置等に係る行政財産目的外使用料の徴収については、使用開始日が 4 月 1 日である場合又は許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分に係る使用料を使用開始日又は年度当初日から起算して 30 日を過ぎた納期限内で納入の通知がなされているものが見受けられた。</p> <p>行政財産目的外使用料の徴収については、条例等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>電柱・埋設管設置等に係る行政財産目的外使用料の徴収については、平成 23 年度分から、使用開始日が 4 月 1 日である場合又は許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分に係る使用料を使用開始日又は年度当初日から起算して 30 日以内の納期限として納入通知書を送付した。</p>
<p>(1) 収入事務</p> <p>ウ 物品売払代金の収納事務委託を適正に行うべきもの（教育委員会）</p> <p>校庭夜間開放時に使用する照明カード売払事務については、(財)千葉市スポーツ振興財団に委託しているが、物品の売払代金の収納事務については、地方自治法施行令第 158 条第 1 項に基づき委託することができる。とされている。</p> <p>また、予算会計規則第 42 条第 2 項によ</p>	<p>校庭夜間開放時に使用する照明カード売払事務については、平成 23 年度から当該事務受託者に対し、収入事務受託者である旨を証する書類を規則に基づき適正に交付した。</p>

<p>ると、歳入徴収者は、物品の売払代金の収納事務を受託した者に対し、収入事務受託者である旨を証する書類を交付しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、校庭夜間開放時に使用する照明カード売払事務に関し、同財団には、収入事務受託者である旨を証する書類の交付を行っていなかった。</p> <p>物品売払代金の収納事務委託については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>(2) 支出事務</p> <p>ア 補助金の交付決定を適正に行うべきもの(教育委員会)</p> <p>補助金等交付規則第4条第1項によると、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないか、補助事業等の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとされている。</p> <p>また、社会教育関係団体事業補助金交付要綱第1条及び第4条によると、補助金の額は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費の2分の1以内とされ、この補助金以外の補助金その他の収入金がある場合は、補助対象経費の額からこれらを控除した額の2分の1以内とされている。</p> <p>しかしながら、千葉県PTA連絡協議会に対する社会教育関係団体事業補助金については、補助金交付申請書に添付された収支予算書の中に、補助対象経費に該当するか確認していない経費が一部あり、また、補助対象経費の額から控除すべき収入金にあたる広告料収入が記載されておらず、補助金の算定に係る調査が十分になされないまま、補助金の交付決定が行われていた。</p> <p>補助金の交付決定については、規則に基</p>	<p>千葉県PTA連絡協議会に対する社会教育関係団体事業補助金については、補助対象経費に該当するか未確認であった経費について、平成23年3月に調査を行い、適正であることを確認した。また、補助対象経費の額から控除すべき収入金については、収支予算書を適正に記載するよう団体に指導した。</p> <p>今後の補助金の交付決定については、金額の算定に誤りがないか確認するとともに、団体の予算書と補助金に係る収支予算書を突合するなど、補助金算定に係る十分な調査をしたうえで、規則に基づき適正に行うこととした。</p>

<p>づき適正に行われたい。</p> <p>なお、適正な補助対象経費の額から広告料収入を控除しても、補助金の交付決定額に影響はない。</p>	
<p>(2) 支出事務</p> <p>イ 公有財産の購入を適正に行うべきもの（教育委員会）</p> <p>予算会計規則第43条第2項によると、歳出予算に基づいて行う支出負担行為は、地方自治法施行規則の規定により区分した目節の区分に従って、これをしなければならないとされている。</p> <p>また、同施行規則第15条第2項別記の節の区分によると、公有財産購入費は、権利購入費、土地購入費、家屋購入費及び船舶、航空機等購入費とされている。</p> <p>しかしながら、体育用具倉庫の購入については、設置費が必要であることから委託料により支出していたが、当該倉庫は公有財産の建物として管理すべきものであることから、公有財産購入費で支出すべきであった。</p> <p>公有財産の購入については、予算会計規則に基づき適正に行われたい。</p> <p>なお、当該倉庫については、速やかに公有財産台帳に建物として登録すべきである。</p>	<p>体育用具倉庫の購入については、委託料から公有財産購入費に歳出更正を行った。</p> <p>また、当該倉庫については、平成23年6月3日に公有財産台帳に建物として登録した。</p>
<p>(3) 契約事務</p> <p>ア 契約書の作成を適正に行うべきもの（教育委員会）</p> <p>「予算会計規則の運用について」（副市長依命通達）第61条関係2によると、前金払のできる経費は、地方自治法施行令第163条第1号から第7号及び予算会計規則第61条に規定されている経費に限定されるが、当該経費であっても契約等において前金払の定めがなければ支出することができないとされている。</p> <p>しかしながら、少年写真ニュース他の購読については、購読料が割引になることから、地方自治法施行令第163条第5号に</p>	<p>少年写真ニュース他の購読については、平成23年度契約分から、物品供給契約書に前金払の定めを記載し、契約書を適正に作成した。</p>

<p>該当するものとして前金払を行っていたが、物品供給契約書においては、契約金額の支払は、納品検査合格後に請求書の提出を受けて行うこととなっており、前金払の定めが契約書に記載されていなかった。</p> <p>契約書の作成については、依命通達に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>(4) 財産管理事務</p> <p>ア 備品の受入報告及び備品明細一覧表への記録を適正に行うべきもの（教育委員会）</p> <p>物品会計規則第24条によると、物品取扱員等は、受け入れた物品のうち備品にあつては、直ちに備品登録書により物品出納員等に報告しなければならないとされている。</p> <p>また、同規則第46条によると、物品取扱員等は、保管する物品について備品明細一覧表等を備え、物品の分類及び品目ごとにその増減等による数量、現在高その他必要な事項を記録しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、郷土博物館で管理している取得価格又は評価価格が50万円を超える物品について調査したところ、16点の備品について、備品登録書により物品出納員等に報告をしておらず、また、備品明細一覧表への記録も行われていなかった。</p> <p>備品の受入報告及び備品明細一覧表への記録については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>郷土博物館で管理している取得価格又は評価価格が50万円を超える物品については、規則に基づき、平成23年3月に備品の受入報告及び備品明細一覧表への記録を適正に行った。</p>